営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧

◎：特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等
○：一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格等
（※）特定建設業の営業専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る。

	資格区分		建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解※1
建設業法（技術検定）	１級建設機械施工技士		◎				◎								◎																
	２級建設機械施工技士　（第１種～第６種）		○				○								○																
	１級土木施工管理技士		◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎			◎※2
	２級土木施工管理技士	種別 土木	○				○	○					○		○	○												○			○※2
		種別 鋼構造物塗装																	○												
		種別 薬液注入					○																								
	１級建築施工管理技士			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				◎※2
	２級建築施工管理技士	種別 建築		○																											○※2
		種別 躯体			○		○					○	○	○																	○※2
		種別 仕上げ			○	○		○	○			○					○	○	○	○	○		○				○				
	１級電気工事施工管理技士									◎																					
	２級電気工事施工管理技士									○																					
	１級管工事施工管理技士										◎																				
	２級管工事施工管理技士										○																				
	１級電気通信工事施工管理技士																							◎							
	２級電気通信工事施工管理技士																							○							
	１級造園施工管理技士																								◎						
	２級造園施工管理技士																								○						
建築士法（建築士試験）	１級建築士			◎	◎				◎			◎	◎								◎										
	２級建築士			○	○				○			○									○										
	木造建築士				○																										
（技術士試験）技術士法	技術部門「選択科目」																														
	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）		◎				◎			◎					◎	◎									◎						◎※2
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」		◎				◎			◎			◎		◎	◎									◎						◎※2
	農業「農業土木」、「農業農村工学」・総合技術監理「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」		◎				◎																								
	電気電子・総合技術監理「電気電子」									◎														◎							
	機械（「流体工学」「流体機器」「熱工学」「熱・動力エネルギー機器」を除く）・総合技術監理「機械」（流体工学，流体機器，熱工学，熱・動力エネルギー機器を除く）																					◎									
	機械「流体工学」「流体機器」「熱工学」「熱・動力エネルギー機器」・総合技術監理「機械」（流体工学，流体機器，熱工学，熱・動力エネルギー機器）										◎											◎									
	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）										◎																	◎			
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上水道及び工業用水道」										◎															◎		◎			
	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」		◎				◎									◎															
	森林「林業」「林業・林産」・総合技術監理「森林－林業」「森林－林業・林産」																								◎						
	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」		◎				◎																		◎						
	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理，廃棄物管理を除く）										◎																				
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」										◎																	◎			
	衛生工学「廃棄物管理」「廃棄物・資源循環」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」「衛生工学－廃棄物・資源循環」										◎																	◎		◎	
電気工事士法（電気工事士試験）	第１種電気工事士									○																					
	第２種電気工事士　【３年】									○																					
電気事業法（電気主任技術者国家試験等）	電気主任技術者　（第１種～第３種）　【５年】									○																					
電気通信事業法（電気通信主任技術者試験）	電気通信主任技術者　【５年】																							○							
水道法（給水装置工事主任技術者試験）	給水装置工事主任技術者　【１年】										○																				
消防法（消防設備士試験）	甲種 消防設備士																												○		
	乙種 消防設備士																												○		

	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解※1
職業能力開発促進法（技能検定）	（検定職種）																												
	建築大工			○																									
	型枠施工			○		○																							
	左官				○																								
	とび・とび工					○																							○※3
	コンクリート圧送施工					○																							
	ウェルポイント施工					○																							
	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管									○																			
	給排水衛生設備配管									○																			
	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工									○																			
	建築板金「ダクト板金作業」							○		○						○													
	タイル張り・タイル張り工										○																		
	築炉・築炉工・ れんが積み										○																		
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						○				○																		
	石工・石材施工・石積み						○																						
	鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐											○																	
	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）												○																
	工場板金															○													
	板金（選択科目「建築板金作業」）・建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）							○								○													
	板金・板金工・打出し板金															○													
	かわらぶき・スレート施工							○																					
	ガラス施工																○												
	塗装・木工塗装・木工塗装工																	○											
※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	建築塗装・建築塗装工																	○											
	金属塗装・金属塗装工																	○											
	噴霧塗装																	○											
	路面標示施工																	○											
	畳製作 ・ 畳工																			○									
	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			○									
	熱絶縁施工																					○							
	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									○			
	造園																							○					
	防水施工																		○										
	さく井																								○				

その他	地すべり防止工事（注２）【１年】							○																					○					
	基礎ぐい工事（注３）						|○|																									
	建築設備士（注４）【１年】											○	○																				
	計装（注５）【１年】											○	○																				
	解体工事（注６）																																|○
	基幹技能者（注７）	種目	登録電気工事基幹技能者								○														○							
			登録橋梁基幹技能者					○						○																		
			登録造園基幹技能者																							○						
			登録コンクリート圧送基幹技能者					○																								
			登録防水基幹技能者																		○											
			登録トンネル基幹技能者					○																								
			登録建設塗装基幹技能者																	○												
			登録左官基幹技能者				○																									
			登録機械土工基幹技能者					○																								
			登録海上起重基幹技能者														○															
			登録ＰＣ基幹技能者					○							○																	
			登録鉄筋基幹技能者												○																	
			登録圧接基幹技能者												○																	
			登録型枠基幹技能者			○																										
			登録配管基幹技能者									○																				
			登録鳶・土工基幹技能者					○																								
			登録切断穿孔基幹技能者					○																								
			登録内装仕上工事基幹技能者																			○										
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									○				
			登録エクステリア基幹技能者					○	○				○																			
			登録建築板金基幹技能者							○								○														
			登録外壁仕上基幹技能者				○													○	○											
			登録ダクト基幹技能者									○																				
			登録保温保冷基幹技能者																					○								
			登録グラウト基幹技能者					○																								
			登録冷凍空調基幹技能者									○																				
			登録運動施設基幹技能者					○								○										○						
			登録基礎工基幹技能者					○																								
			登録タイル張り基幹技能者										○																			
			登録標識・路面標示基幹技能者					○												○												
			登録消火設備基幹技能者																											○		
			登録建築大工基幹技能者			○																										
			登録硝子工事基幹技能者																○													

備考

・資格区分右端の【　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　解体工事業の欄に記載の注記（※印）については以下のとおり。

※１：経過措置として、平成２８年６月１日時点において現にとび・土工工事業の技術者に該当する場合は、平成３３年３月末までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされます。

※２：技術検定に係る資格は平成２７年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する１年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
上記いずれかの要件を満たさない場合は経過措置に該当し、※１と同様の取扱いとなります（２級建築施工管理技士（建築）については、平成２８年６月１日時点において現にとび・土工工事業に係る有資格者ではないため、経過措置の適用はありません）。
［登録解体工事講習とは‥解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。］

※３：２級合格者のうち、平成２８年６月１日時点において現に有するとび工事に関しての所定の実務経験をもって解体工事業の技術者となる場合は経過措置該当となり、※１と同様の取扱いとなります。

（注２）　地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。

（注３）　基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。

（注４）　建築士法第２条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

（注５）　建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う１級の計装士技術審査が該当します。

（注６）　解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。

（注７）　建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を１０年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成３０年４月１日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して１０年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を１０年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。